

●編集・発行  
一般財団法人 広島県勤労者福祉推進協会  
本部/〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号ワークピア広島内  
☎ 0120-276-701  
TEL : 082-261-4208 FAX : 082-263-7586  
<http://www.kinnrou.jp>



無料



有料

## 2022年1月17日(月)～

### 郵便局から保険料を現金で振込みされる場合は 110円のサービス料金が加算されます!!

ゆうちょ料金新設・改定に伴い、ゆうちょ銀行からの振込の手数料徴収方法が改定され、**2022年1月17日(月)**から、保険料を現金で振込みされるとき(窓口・ATMとも)払込人(振り込む人)に**110円の手数料(サービス料金)**が加算されます。

※ゆうちょ銀行に口座をお持ちの方で、口座からの振込の場合は**110円のサービス料金は不要**です。また、振込手数料は従来通り払込人は不要です。

※1月17日以降、ゆうちょ銀行から現金でお振込みされるときは、**110円も一緒にご持参**ください。

### ゆうちょの通帳またはキャッシュカードをご用意のうえ、口座からのお支払いがお得です!

赤の払込取扱票をお持ちの場合

払込手数料は受取人負担



口座から支払い ➡ **0円**



現金で支払い  
加算料金**110円** ➡ **110円**

### こんなときは手数料(サービス料金)110円が不要になります!!

- ①自身のゆうちょ銀行口座から直接払い込む場合(通帳またはキャッシュカードが必要)
- ②コンビニエンスストアから払い込む場合
- ③口座振替契約が完了している場合(金融機関への登録が必要です)

## 常務理事就任のお知らせ

2021年10月1日より久保理事が常務理事として常勤役員に就任しました。これに伴い、出店理事長が非常勤となりました。



宜しくお願いします

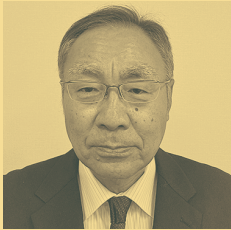
久保 明 常務理事

本年10月1日付けで、一般財団法人広島県勤労者福祉推進協会の常務理事を拝命致しました。

私たちを取り巻く環境は、自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の拡大など、年々厳しさを増していますが、こういう時代だからこそ“つながり”を大切にしながら、豊かでゆとりある勤労者生活の実現をめざし、総合的かつ効果的な福祉対策事業を強力に推進していく必要があると考えています。今日まで築き上げられた輝かしい歴史と文化を継承しつつ、時代の変化にも対応した取り組みに挑戦するとともに、協会の維持・発展に向けて心もあらたに専心努力致しますので、引き続きのご支援・ご協力をお願い申し上げ、就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。

## 三原所長 交替のお知らせ

2014年4月1日より三原所長として勤務しておりました森田満雄が、10月末日をもちまして無事定年を迎え退任致しました。11月1日より高橋治男が三原支所の新所長として勤務しております。担当します三原、府中、庄原、三次、世羅郡及び神石郡地区の皆様はもとより、全地区の会員の皆様、何卒宜しくお願い致します。



有難うございました

森田 満雄 前所長



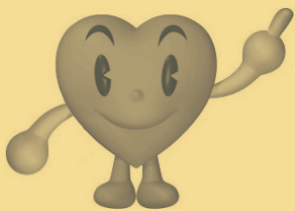
宜しくお願いします

高橋 治男 新所長

本年10月末日をもちまして三原支所の所長を退任いたしました。2014年3月に着任し、7年8カ月、無事に業務を遂行できたことは皆さまのご支援・ご協力のお陰です。感謝申し上げます。在任期間中、記憶に残っていることは、着任した年の財団法人から一般財団法人への移行対応、2018年7月の西日本豪雨災害対応です。加入者の方々が被災された中で、罹災調査から共済金給付までの対応が大変喜ばれていたと聞き、協会に携わる者として大変嬉しく思いました。今後、勤労者協会が益々発展されることを祈念し、お礼の言葉とさせていただきます。


11月1日付をもちまして、三原所長を引き継ぎさせていただきます高橋です。

新任であり勤労者協会の事、担当する業務についての知識も浅く、ご迷惑をお掛けする事があるかと思いますが、早く業務を覚え、勤労者協会の一員として会員皆様のお役に立てるよう、精一杯頑張らせていただきます。ご指導・ご鞭撻を賜り、前任者と同様宜しくお願い致します。



## 火災共済保険は自然災害にも対応

勤労者協会の「火災共済」には、自然災害に対応する付加共済（風水雪害）の給付が付いています。給付内容は以下の通り。（自然災害は付加共済になりますので限度額を設けさせて頂いております）

区分	給付内容			
	事由	対象	支払基準	限度額
風水雪害 	風水雪害により家屋・家財に損害を受けたとき、契約口数の範囲内で右記を限度に実損額を給付します。 但し、貸家加入の限度額は1/2とします。  地域内に「警報」「注意報」が発令されていれば対象となります。	全壊のとき	1口につき 40,000円	家屋 400万円 家財 200万円
		半壊Aのとき	1口につき 20,000円	家屋 200万円 家財 100万円
		半壊Bのとき	1口につき 10,000円	家屋 100万円 家財 50万円
		一部壊のとき	1口につき 2,000円	家屋 20万円 家財 10万円

免責はありません、1円から保障があります！